

厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の策定方針（案）

1 計画策定の基本的な考え方

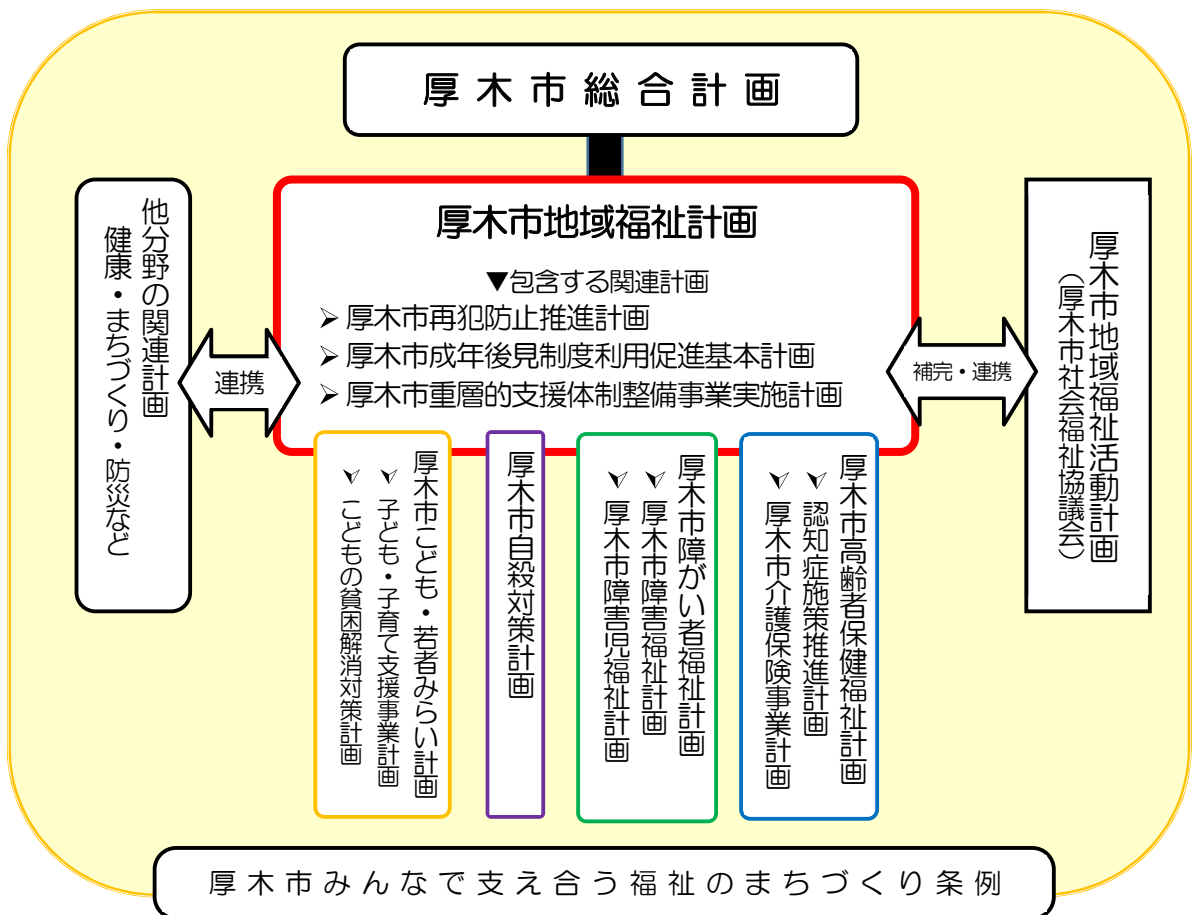
令和 27（2045）年に本市における高齢人口はピークを迎え、医療や介護が必要となる割合が高くなる 85 歳以上の人口も急速に増加することが推計されております。また、社会構造の変化により、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えるとともに、要介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれます。そのような中、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会参加や地域交流を活性化させるとともに、必要な介護・福祉サービスや多様なニーズに対応する体制を整備するために策定するものです。併せて、国の認知症施策推進基本計画を踏まえて、認知症施策推進計画を別章として、内容を充実して策定します。

(1) 計画の位置付けと性格

- ア 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- イ 厚木市総合計画の個別計画

(2) 包含する計画

- ア 老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画
(介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定します。)
- イ 認知症施策推進計画



(3) 計画の期間

令和9（2027）年度から令和11（2029）年度まで（3か年計画）

(4) 計画の推進体制

地域、社会福祉協議会及び市が協働し、この計画を推進します。

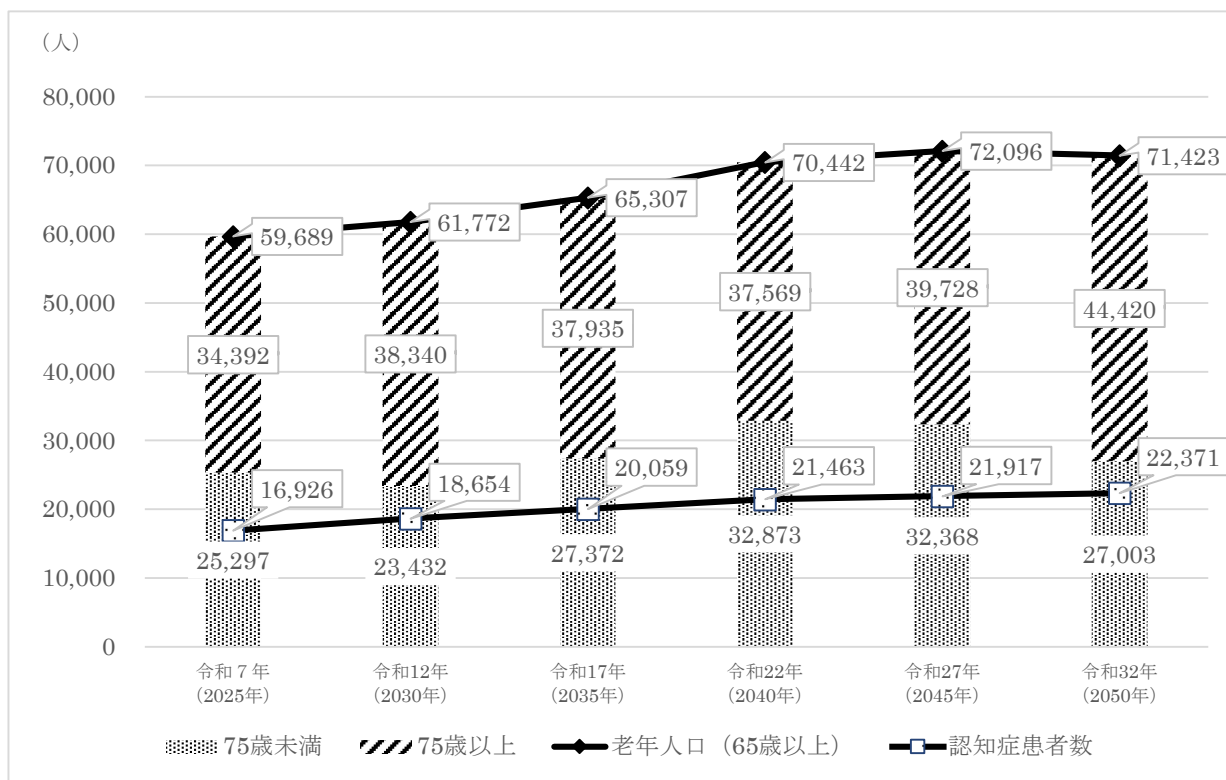
2 現状と課題

現行計画（第9期）において、要介護認定者や認知症高齢者の増加に対応するため、様々な高齢者の外出支援や介護予防事業等の施策を推進してきました。

本市は、県内市町村と比較して、要介護認定率が比較的低い一方で、一人当たりの介護給付費は多く、特に在宅系のサービスが多い結果となっています。これは、介護予防事業などの取組により自立度の高い高齢者が多くなったこと、また、支援が必要な方に対しては、充実した介護サービスの提供体制が整っていることが要因と考えます。

(1) 高齢者等の状況

「厚木市人口ビジョン」によると、高齢者は、令和27（2045）年には令和7（2025）年の約1.2倍に当たる72,096人になると見込まれています。認知症高齢者については、「認知症および軽度認知障害(MCI)の高齢者数と有病率の将来推計（厚生労働省）」と「厚木市人口ビジョン」から推計すると、約1.3倍の21,917人になると見込まれます。

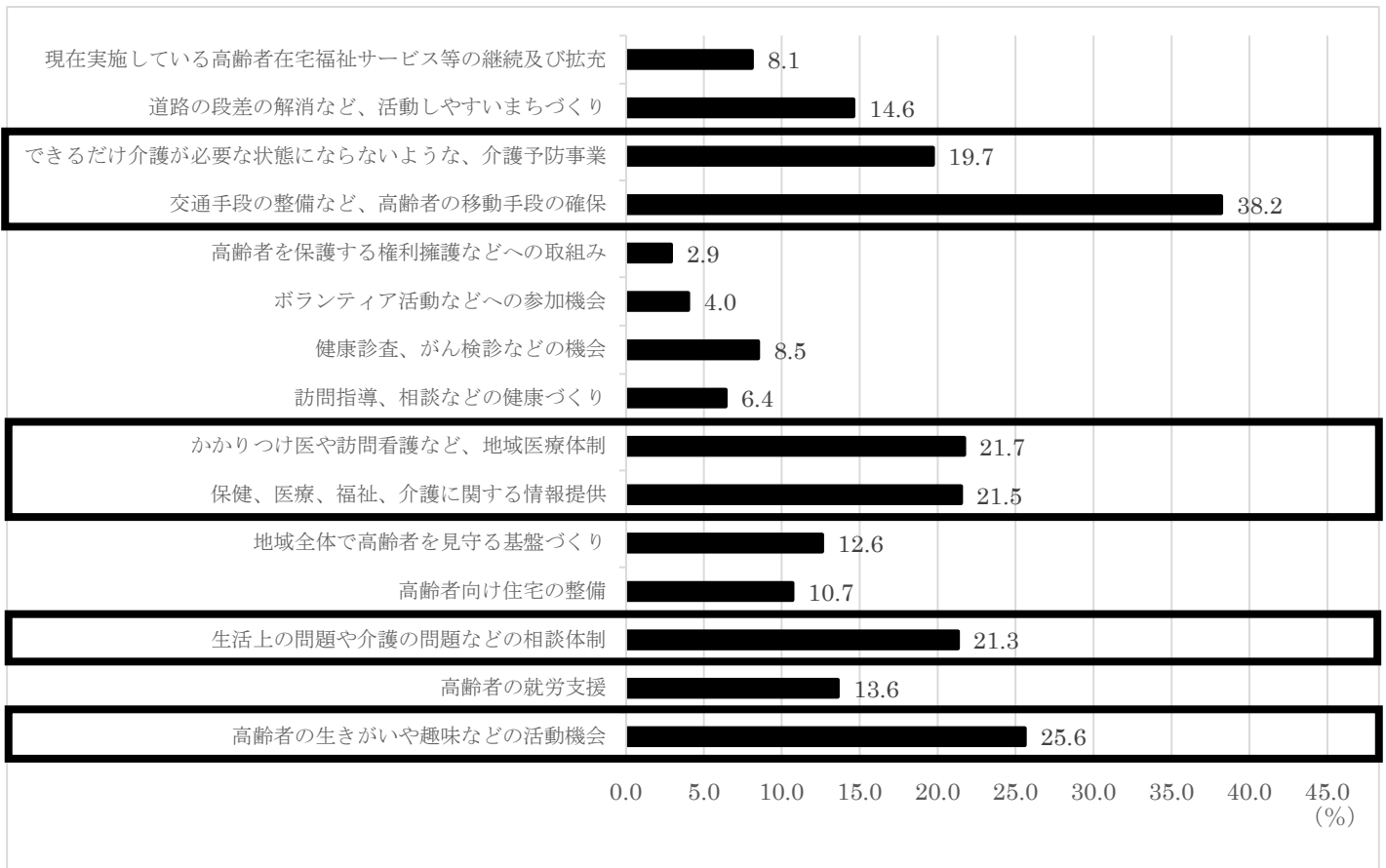


(2) 高齢者施策について

計画策定のために実施した市民アンケートにおいて、推進すべき高齢者施策について調査を行ったところ、以下の結果となりました。交通手段の整備など、移動手段の確保が最も割合が高く、活動機会、地域医療体制、情報提供、相談体制及び介護予防事業が比較的ニーズが高い施策となっています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査（令和7（2025）年12月実施）

Q. 厚木市の高齢者施策に関して、どのようなことを望みますか。



3 策定にあたって考慮すべき視点

本市においては、令和27（2045）年に高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズが高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症の方の増加も見込まれるなど、介護サービスの需要が更に増加し、多様化することが想定されます。

(1) 認知症に対する総合的な施策の推進 【認知症施策推進計画】

令和27（2045）年には、高齢者の30%以上が認知症になるという推計があり、それに伴う様々な社会問題の増加が予測され、更なる総合的な認知症施策の推進が必要となります。

(2) 地域包括支援センターの充実

多種多様な問題を抱える高齢者に対応するための相談先として、地域包括支援センターの充実及び周知を図る必要があります。

(3) 地域における居場所や地域を支えるネットワークづくり

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、地域特性に応じた課題の抽出及び課題に対する住民主体の支援体制の充実を図る必要があります。

(4) 在宅生活の実現に向けた体制の確保

継続的な在宅生活における多様なニーズに対応するため、地域の医療・介護・福祉の更なる連携推進及び情報提供が必要となります。

(5) 権利擁護の推進

認知症や一人暮らしの高齢者、更に高齢者のみの世帯の増加に伴い、成年後見制度を利用する人や必要とする人が増えていくと予測されることから、判断能力の不十分な人の権利と利益を擁護し、支援する成年後見制度の更なる利用促進及び周知が必要となります。

(6) 介護予防・健康づくりの取組による健康寿命の延伸

要介護認定者の増加が見込まれる中で、要介護状態となることを予防するために、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図る必要があります。

(7) 高齢者のニーズを踏まえた福祉サービスの提供

高齢化の進展に伴い、移動手段や高齢者の生きがいにつながるサービスの需要が高まっており、介護予防の観点からも、外出や社会との関わりの重要性が認識されています。こうした状況を踏まえ、外出支援の充実を図るとともに、高齢者のニーズを踏まえた活動機会を提供していく必要があります。

(8) 介護予防の取組の推進と介護人材の確保

介護サービス需要の増加に対応するために、国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」の課題など介護職の人材不足も踏まえた介護サービスの基盤整備の検討を行うとともに、地域の主体性を活かした介護予防の取組や地域づくりなど、地域の実情に応じた仕組みづくりや取組を推進すること、また、それらを支える介護人材の育成、処遇改善を含めた職場環境の改善などの支援が必要となります。

(9) 介護保険制度の持続可能性の確保

要介護認定者の増加や介護サービスを支える介護職等の処遇改善などの施策により、介護給付費は一層増加することに伴い、介護保険料も大幅な増加が見込まれますが、介護保険制度を持続可能な制度とするために、負担能力に応じた費用負担などが、国においても検討されています。

(10) その他

今後、国から示される基本指針や神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」との調整を図りながら、計画を策定する必要があります。

4 計画の目指す姿と全体像

(1) 将来像

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域
包括ケア社会

(2) 基本理念

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

(3) 基本目標

ア 地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

- イ 健康で生きがいにあふれた生活を送ることができるまち
- ウ 必要な介護サービス等を安定して受けられるまち

5 策定スケジュール

- 令和8（2026）年 3 月 策定方針
- 5 月 計画原案
- 7 月 意見交換会
- 10 月 計画素案 ⇒ 厚木市保健福祉審議会（諮問・答申）
- 11 月 計画案パブリックコメント
- 令和9（2027）年 4 月 計画スタート